

企画競争説明書

業務名称： ジブチ国ジブチ市物流強化に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a01014

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年2月3日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月3日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：ジブチ国ジブチ市物流強化に係る情報収集・確認調査

（2）業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

（3）適用される契約約款：

（○）「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

（ ）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

（4）契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2021年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先: outml@jica.go.jp

担当者: 【契約第一課、中村 康子 Nakamura.Yasuko@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年2月15日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年2月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月

25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020 年 4 月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）

コロナに係る自主隔離期間中の経費（隔離期間中に業務を実施しない場合）

- ・現地自主隔離期間中：日当、宿泊料、直接人件費
- ・日本帰国後の自主隔離期間中：自宅以外で自主隔離の場合、日当、宿泊料

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 現地再委託費（再委託費）：4, 000 千円
 - 地質調査（ボーリング調査（3 地点、各 25m 程度））2, 000 千円
 - 測量（河川横断 5 断面及び路面高 10 点程度）2, 000 千円※再委託とする場合は、上の金額を定額計上すること。業務従事者が実施する場合は、上に示した金額に関わらず必要な経費を計上すること。
- b) 一般業務費（資料等作成費）
 - 翻訳費（仏文⇒英文）1, 000 千円
- c) 報告書作成費

翻訳費（和文⇒仏文） 1, 500千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 (DJF1) = 0.586910 円

b) US\$ 1 = 103.896000 円

c) EUR 1 = 125.999000 円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／都市交通計画

b) 道路計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.4 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点

3 %以上 5 %未満	2. 0 0 点
5 %以上 1 0 %未満	1. 7 5 点
1 0 %以上 1 5 %未満	1. 5 0 点
1 5 %以上 2 0 %未満	1. 2 5 点
2 0 %以上 3 0 %未満	1. 0 0 点
3 0 %以上 4 0 %未満	0. 7 5 点
4 0 %以上 5 0 %未満	0. 5 0 点
5 0 %以上 1 0 0 %未満	0. 2 5 点
1 0 0 %以上	0 点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月12日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点 *
- ⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：都市交通計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市交通計画
- 道路計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ジブチ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：仏語または英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- a) 類似業務経験の分野：道路計画に係る各種業務、特に舗装設計及び交差点改良等
- b) 対象国又は同類似地域：ジブチ国及びその他全途上国
- c) 語学能力：仏語または英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添

付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	()	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市交通計画</u>	(34)	()
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	－	()
ア) 類似業務の経験	－	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	
ウ) 語学力	－	
エ) 業務主任者等としての経験	－	
オ) その他学位、資格等	－	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制		
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>道路計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ジブチ国ジブチ市物流強化に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景

港湾都市ジブチにおける物流の円滑化は、同国のみならず東アフリカ域内の経済発展を牽引する基盤である。他方、同市では都市化に伴う交通量の増加に加え、近年は洪水が頻発していることから、物流網の強靱化に向けた計画策定及び実施が喫緊の課題とされている。

ジブチ市では、ビジネス中心地区（以下CBD）に近いジブチ港（旧港）に加え、近年、ドラレ地区（新港）に大深度コンテナバースや石油積み下ろし基地が整備される等、同国の港湾・物流拠点として一層の発展が期待されている。ジブチでは、過酷な気象条件等により農業に適した土地も限られ、港湾・物流産業は同国にとって生命線であり、同市への人口流入も進んでいる。ジブチ市はアンボリ川を挟んで、旧市街地、CBD、空港エリアのある東部地区と新港、居住地区を含む西部とに大きく分かれる。地方からの移住者の多くは、西部にあるバルバラ地区と呼ばれる居住地区に集まり、同地区の人口は推定20～30万人とジブチ市全域の人口の約40%が集中している。

ジブチ市の道路ネットワークにおいては、アンボリ川を渡って東西両地区を結ぶ道路は3地点（下流側からパルマレ道路、イタリア橋（国道1号）、ナガット道路）に限定され、特に、バルバラ地区とCBDを直接的に結ぶパルマレ道路とイタリア橋では、朝夕の交通渋滞が慢性化しており¹、市内道路ネットワーク上の大きなボトルネックとなっている。

また、当該3地点では2つの問題点が指摘されている。一つ目は、パルマレ道路及びナガット道路はアンボリ川の渡河部で「洗い越し」構造となっており、大雨が降ると道路が冠水し、全ての交通が通行不能となる。その場合、東西を結ぶ交通はイタリア橋1地点に集中するため、さらに深刻な交通渋滞が発生し、東西の往来を制限する措置が発せられる等、市民生活及び経済活動に大きな支障をきたしている。二つ目は、イタリア橋は整備から30年以上が経過して劣化損傷が進み、現在、大型車両の通行が禁止されている。そのため、大雨でパルマレ道路・ナガット道路が冠水した場合、大型車両の通行手段は絶たれ、港湾・物流産業を中核とする同国にとって、極めて深刻な影響が及ぶ事態となっている。

以上の通り、ジブチ市では、洪水リスクを踏まえた物流網の強靱化が急務であるが、個別の案件形成に向けた基礎情報が不足していることにより今般、本調査を実施することとなった。

¹1日当たり断面交通量（2015年時点）：パルマレ道路 約1.6 万台／日、イタリア橋 約2.2 万台／日

第3条 調査の目的

本調査は、ジブチ市における運輸・物流セクターの現状を調査した上で課題を抽出し、洪水リスクを踏まえた物流網強靱化のための市内道路網改善策の全体像を示し、我が国のODAとして最適な案件の形成に向けた実施前提条件等の基礎情報を収集・分析することを目的とする。

第4条 調査対象サイト ジブチ市及びその周辺

第5条 相手国主管官庁・機関

設備運輸省道路局(Agence Djiboutienne des Routes、以下「ADR」と言う)、フリーゾーン庁(Djibouti Ports and Free Zones Authority、以下「DPFZA」と言う)

第6条 調査の範囲

本調査は、「第3条 調査の目的」を達成するため、「第7条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第8条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第9条 成果品等」に示す報告書等を作成する。

第7条 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本調査は、ジブチ市における運輸・物流セクターの現状と課題を整理し、ジブチ市内道路網改修計画案を作成した上で、我が国のODA事業として最適な事業を検討するものである。なお、当該地域は洪水リスクの高いエリアであることから、適切な洪水リスク評価に基づき、物流網強靱化に資する事業の検討を行う。

調査の流れとしては、まず、既存情報の収集やヒアリング等を通じて運輸・物流セクターの現状を整理し、次に交通量調査等を通してジブチ市内道路網の現状を整理する。続いて、整理した情報より運輸・物流セクターの課題を抽出し、中でも道路輸送機能に係る課題への対策案を検討し、対策の全体像をジブチ市内道路網改修計画案として取りまとめる。最後に、ジブチ政府や他ドナー等の方針も勘案し、我が国の協力の方向性と最適な協力案を検討する。

(2) 現地再委託に係る留意事項

ボーリング調査及び測量の再委託を想定する場合は、第1章7.「(6)見積書」の3)により定額を計上すること。なお、ローカルコンサルタントに再委託する場合でも、適正な質の確保は必要である²。

(3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行をふまえた留意事項

ジブチへの渡航に先立ち、渡航予定日の前月中旬までに渡航計画を当機構アフリカ部へ提出する必要がある。入国に際しては、最初の搭乗の72時間前まで、かつ、ジブチ到着の120時間前までの、新型コロナウイルスのPCR検査結果証明の携行がジブチ政府より求められている。ジブチ到着時も空港にて検査を受け、検査結果が陰性であれば、入国が認められ、すぐに解放されるが、JICAでは関係者に5日間の自主隔離を求め

² ローカルコンサルタントに再委託する場合は、適切なローカルコンサルタントの業務監理方法等をプロポーザルにて提案すること。

ている。本調査の実施段階におけるCOVID-19の流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現地渡航に際しては自主隔離期間が必要になると仮定した要員計画を行うこと。なお、自主隔離期間中にリモートで業務を行う場合は業務実施期間とみなし報酬の支払い対象とする(第4章 2. (1)に提示の人月内)。自主隔離期間中に業務を行わない場合は、同人月外とし、自主隔離期間中の日当・宿泊・直接人件費のみ別見積りに計上すること。また、調査実施期間中、ジブチ政府の措置ないしJICAの安全対策措置により、ジブチへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性もあることから、そのような場合のバックアッププランについても検討すること³。

(4)関係者との連絡・確認における留意事項

本調査の実施に当たっては、当機構アフリカ部及びジブチ支所、並びにジブチ側関係機関との連絡を随時行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。また、本業務の成果(協議資料等の中間的な成果を含む。)について先方政府に提示する場合には、当機構アフリカ部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。さらに、各段階のレポート提出時、その他ジブチ側関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。それらジブチ政府への説明や協議に際しては、本調査において検討するジブチ市の物流網強靱化の方策はあくまで調査団が技術的見地から提案するものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを明示し、ジブチ側関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意すること。

第8条 業務の内容

(1)インセプションレポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1)関連資料及び情報の収集・整理・分析

当機構や他ドナー機関等が実施した調査資料や関連の資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。

2)調査の基本方針の策定

上記1)の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定に当たっては作業の効率性を十分に考慮し、当機構アフリカ部と十分に協議を行うこととする。

3)先方関係機関への質問票作成

現地収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票(仏文)として取りまとめる。この際、既存資料、情報、データとの重複がないか、十分に確認すること。

4)インセプションレポートの作成

上記1)～3)の内容及びファイナルレポートの目次案等で構成される業務計画書(和文)及びインセプションレポート(案)を作成する。当機構アフリカ部及び関係部署(社会基盤部及びジブチ支所)と会議(オンラインも可)を開催し、インセプションレポート(案)の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート(案)を最終化し、当機構アフリカ部の了承を得る。

5)インセプションレポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インセプションレポート(仏文)を配布し、既存資料等の分

³ 調査実施期間中、ジブチへの渡航自体が不可能となった場合のバックアッププランについて、プロポーザルにて提案すること。

析結果、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) ジブチの運輸・物流網の現状把握

インセプションレポート及び質問票に基づき、ジブチの運輸・物流セクター及びその中の道路セクターに係る情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下の情報を含めることとし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。また、ADR、DPFZA、税関等を含むジブチ政府関係機関への聞き取りも実施する。

- 1) ジブチの社会経済の状況：マクロ経済指標、人口動態と経済・産業構造（ジブチ全土及びジブチ市）、ジブチ港・ドラレ港の取扱貨物量（輸出入品目別貿易額等）の推移、港湾開発の状況、主要産業、外国投資、自動車登録台数、自動車貨物輸送量の推移、交通事故統計を含む。
- 2) ジブチの自然環境：地質調査⁴、地形調査⁵、流出解析、地下水⁶、海水面位置と将来予測、気候、気温及び降雨量の経年変化と将来予測、自然災害（特に洪水）の履歴⁷と将来予測、自然保護区域の把握、アンボリ川の土砂堆積量、河道及び河床の変動予測、河川敷の土地利用形態の把握を含む。また、アンボリ川の増水時における現場状況の把握を含む（(6)で検討する支援案の実施に必要な情報の収集を想定⁸）
- 3) 運輸・物流セクターの概況：国家開発計画及び都市計画等における運輸・物流セクターの位置づけ、内容及び計画実施状況の確認（洪水リスクが加味された計画となっているかの確認を含む）、運輸交通行政、組織・法制度、運輸交通インフラ（道路、鉄道、船舶、航空、交通管理等）の状況の把握を含む
- 4) 将来の物流に照らした各物流モード（道路、鉄道、船舶、航空など）の位置付け
- 5) ジブチ政府自身による物流網整備計画の現状と課題
- 6) 他ドナー（世界銀行、サウジ基金、中国等）による運輸・物流及び道路セクターの支援状況（計画及び実施中事業の進捗）（なお、洪水リスク評価が実施されている場合には合わせて情報収集すること。）

(3) 市内道路網の現状把握

1) 交通量調査の実施

市内の幹線道路⁹について、各路線1-2地点を定め、方向別・車種別交通量を計測する。計測は、平日及び週末（各1日、計2日間）の日中12時間、各時間・各方向の交通量について行う。調査にあたっては現地の人を雇用して実施することを想定してい

⁴ 既存情報を可能な限り活用する。ボーリング調査（3地点、各25m程度）については、第1章7.「(6)見積書」の3)に定める金額の範囲内で、現地再委託を想定。ボーリング調査地点や詳細な調査方法についてはプロポーザルにて提案すること。

⁵ 既存情報を可能な限り活用する。測量（河川横断5断面及び路面高10点程度）については第1章7.「(6)見積書」の3)に定める金額の範囲内で、現地再委託を想定。測量箇所や詳細な調査方法についてはプロポーザルにて提案すること。

⁶ 水源、流量、水位、水質等を調査する。

⁷ 過去の浸水エリア、浸水深、周辺の流域、気候変動影響の調査を実施する。

⁸ アンボリ川の増水時における現場状況の把握について、具体的な調査項目及び実施時期についてはプロポーザルにて提案すること。

⁹ 特に、ジブチ港（旧港）・ドラレ港（新港）～エチオピア・ソマリア間やダメルジョグ産業パーク等を結ぶ幹線道路。アンボリ川を渡河する3路線（パルマレ道路、イタリア橋及びナガット橋）を必ず含めること。

る¹⁰。

2) 交通規制の現状整理

幹線道路⁵を含む市内道路の設計(許容される荷重)、法律や条令、省令等による規制の内容、規制の実施状況及びこれらに関連する課題を整理する。

3) 道路施設の現況及び課題箇所の状況把握

市内の幹線道路⁵について、道路施設の現況(構造、強度等)、渋滞箇所及び洪水時の状況(冠水箇所を含む)を確認し、整理する。

4) 物流網全体における各路線の位置づけ

上(2)で整理した、ジブチ市の現在及び将来の運輸・物流計画に照らして、各幹線道路の位置付けを確認し、整理する。

(4) ジブチの運輸・物流網及び市内道路網の課題の抽出、対策案検討

上記(1)～(3)で把握した内容を元に、ジブチの運輸・物流網の課題を抽出・整理する。その上で、市内道路網の機能向上方策を示す市内道路網改修計画案を作成し、対策案とその優先順位を示す。また、ハード面の検討とあわせ、ソフト面(交通規制の導入や道路運用面での機能向上策等)の検討も行う。

(5) ジブチにおける自然災害状況及び開発計画における防災配慮状況

自然災害に関しては、特に洪水リスクの把握(過去の浸水エリア、浸水深、気候変動影響)を行う。また、都市マスタープラン、主要道路整備計画において、洪水リスクが加味された計画(氾濫源に開発計画が無い、浸水深を踏まえた道路・橋梁整備計画か等)となっているか確認を行う。また、ドナー等により洪水リスク評価が実施されている場合には併せて情報収集を行う。以上を調査項目に追加することで適切な災害配慮を行う。

なお、(2)2)に記載の調査項目の内、「アンボリ川の増水時における現場状況の把握を含む、アンボリ川の土砂堆積量、河道及び河床の変動予測、河川敷の土地利用形態の把握」は事業検討の基礎データとなる重要な調査項目であり、同結果(洪水リスク)を踏まえ、有効な対策を検討する必要がある。特に、2013年の洪水時には外水氾濫により、氾濫原全体が浸水した点には留意すること。

本調査にて既存の開発計画(都市計画、主要道路整備計画等)が洪水リスクを踏まえたものとなっているか確認を行い、仮に未反映の場合には、開発計画における災害配慮の重要性についてジブチ政府に対して説明を行うこと。

(6) 我が国の協力の方向性の検討

上記(4)に加え、ジブチ側の要望事項や他ドナー等で計画されているプロジェクトと協力方針を勘案し、我が国の支援案を検討する。我が国による最適なODA支援案について、自然条件や社会経済状況等の計画条件を整理し、概算費用を算出する。

(7) ドラフトファイナルレポートの作成と先方関係機関への説明

1) 調査結果をドラフトファイナルレポート(案)として取りまとめ、当機構アフリカ部及び関係部署(社会基盤部、地球環境部及びジブチ支所)と会議(オンラインも可)を開催し、内容を説明・協議を行う。協議の結果を受けて、ドラフトファイナルレポート(案)を最終化し、当機構アフリカ部の了承を得る。

2) ドラフトファイナルレポートの説明・協議

先方関係機関に対し、ドラフトファイナルレポートの内容を説明・協議する。その際、

¹⁰ 交通量調査について、地点や詳細な調査方法についてはプロポーザルにて提案すること。

当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、ジブチ側関係者に本業務結果がそのまま支援事業として認識されないよう特に留意すること。

(8) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを精査の上、必要な箇所については修正し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

第9条 成果品等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、以下、4)を最終成果品とし、提出期限は、2021年10月上旬を予定している。各報告書のジブチ政府への説明・協議に際しては、事前に当機構アフリカ部に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) 業務計画書

- 記載事項: 調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
- 提出時期: 契約締結後10営業日以内
- 部数: 和文2部、電子データ(PDF形式、Word形式)

2) インセプションレポート

- 記載事項: 調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等
- 提出時期: 第一回現地調査(現地傭人の活用によるリモート調査含む)開始2週間前
- 部数: 和文3部、英文10部、仏文10部、電子データ(PDF形式、Word形式)

3) ドラフトファイナルレポート

- 記載事項: 調査結果全体成果
- 提出時期: 2021年9月上旬を想定
- 部数: 和文3部、英文10部、仏文10部、電子データ(PDF形式、Word形式)

4) ファイナルレポート

- 記載事項: 調査結果全体成果
- 提出時期: 2021年10月上旬
- 部数: 和文5部、英文20部、仏文20部、CD-R2部

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英／仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(2) 調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～3)は原則として簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、1)及び2)を除く各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

(3) その他の提出物

- 1) 収集資料 本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、当機構様式による収集資料リストを付して提出すること。
- 2) 議事録等 ジブチ政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに当機構アフリカ部に提出すること。
- 3) 調査業務報告書 JICAの規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出すること。
- 4) 再委託契約の成果品 再委託契約により実施した自然環境調査等の成果品について発注者へ提出すること。
- 5) その他 上記1)～4)の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出すること。

別紙:報告書目次案

報告書目次案

注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査結果要約
- (2) 業務の概要
 - 1) 調査の背景
 - 2) 調査の目的
 - 3) 調査対象地域
 - 4) 業務実施の方法
- (3) 調査方法
- (4) 運輸及び道路セクターの現状と課題
 - 1) ジブチの経済社会状況
 - 2) ジブチ政府の国家開発計画、運輸交通政策・都市開発計画(上位計画)
 - 3) ジブチ市の運輸・物流網の現状と課題
 - 4) ジブチ市の道路網の現状と課題
 - ・道路網整備の現状
 - ・ジブチ政府による整備計画及び事業実施状況
 - ・他ドナー支援による整備計画及び事業実施状況
 - 5) ジブチ市内道路網改修計画案
 - 6) ジブチにおける自然災害状況及び開発計画における防災配慮状況
- (5) 我が国による支援の方向性
 - 1) 支援の概況
 - 2) ODA事業案
 - ・基本コンセプト
 - ・概算事業費の試算
 - 3) 上記(4)1)～5)をふまえたODA事業案の位置付け

以上

第4章 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2021年4月上旬より業務を開始し、2021年10月上旬までに ファイナル・レポートを作成、提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約 13.5人月（M/M）

（現地 8.3（M/M） 国内 5.2（M/M））（通訳（仏語）1（M/M）含む）

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

① 業務主任者/都市交通計画（2号）

② 道路計画（3号）

③ 橋梁計画

④ 洪水リスク評価

⑤ 交通調査／需要予測

⑥ 通訳（仏語）

※本調査には通訳（仏語）の配置を想定しています。その際に計上する経費は「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に従って計上してください。また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認めますので、備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載してください。

なお、渡航回数はおのべ13回（各団員2回ずつに加え、増水時の調査1回）を想定しています。

3. 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じJICA支所の支援を受けられるものとする。

4. 配布資料／閲覧資料等

（1）配布資料

「2013年度要請 ジブチ小規模ダム建設 現地調査報告書」

（2）公開資料

ジブチの物流に関する各種調査報告書等は JICA 図書館ウェブサイト (<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>) より閲覧可能。

5 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ✓ 地質調査（ボーリング調査（3 地点、各 25m 程度））
- ✓ 測量（河川横断 5 断面及び路面高 10 点程度）

交通量調査については現地作業員を雇用しての調査（とりまとめは直営）を想定しています。地質調査及び測量以外の項目についても、現地再委託の活用により効率的な調査実施が可能と考える場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託経費は本体見積価格に含め、別見積りとししないこと。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6 その他留意事項

（１）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（２）安全管理

現地業務期間中現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況、COVID-19流行状況等については、JICAジブチ支所、在ジブチ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同支所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況やCOVID-19流行状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。